

# さぬき水田営農だより

●発行日／平成18年12月27日 ●発行／香川県水田農業振興協議会（事務局：香川県農業協同組合中央会 TEL 087-825-2503）

## ～農業者・JA等が主役となる需給調整に向けて～

### なぜ、米の需給調整が必要なのでしょう。

1人当たりの米の消費量が、食生活の変化や少子高齢化により年々減少している一方で、米の単収は増加傾向にあります。

このため、農業者の方々自らが米の需給調整の必要性（「誰のための、何のための需給調整なのか」）や需給調整実施者のメリット対策等を理解し、米の需給調整に取り組む必要があります。

項目	平成17年度	昭和37年度
年間1人当たりの米の消費量	61.4kg	118.3kg
10aあたりの全国平均単収	532kg	407kg

（米の消費量は、食料需給表による）



### 平成19年産米からの需給調整について

平成19年産米からは、行政による生産目標数量の配分は行なわず、需給見通しや都道府県別の需要実績を基礎とした国からの「需要量に関する情報」に基づき、JA等が主体的に需給調整を行います。

この「需要量に関する情報」は、国→県→市町→地域水田農業推進協議会→JAに情報提供され、JAが新たな需給調整の中核となります。

JAは、地域水田農業推進協議会から提供される情報をもとに、この情報内の数量で農業者別の生産数量目標及び作付面積目標を決定して、配分するとともに、主体的に集落内調整等を行うこととなります。

区分	平成19年産 需要量に関する情報	平成18年産 生産目標数量	増減
香川県	75,440トン	78,490トン	▲3,050トン
全国	828万トン	833万トン	▲5万トン

本県の米の生産数量に見合った米生産を推進するため、配分された生産数量目標は集落内での話し合いにより確実に作付けするとともに、米の品質向上や地域ブランド米の生産など、売れる米づくりに取り組みましょう。



# 米の生産調整実施者へのメリット対策

各対策の助成を受けられるのは、「米の生産調整の実施者」であり「集荷円滑化対策の加入を行っている者」です。

## I 産地づくり交付金

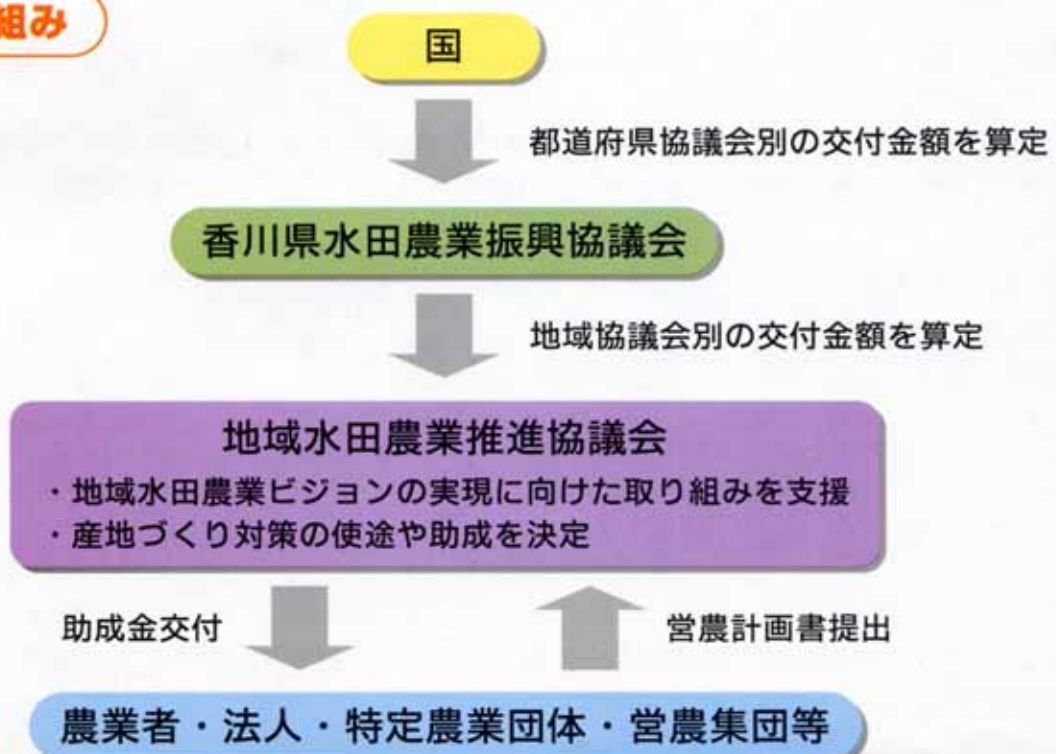
地域水田農業ビジョンの実現に向け、担い手の育成や地域の特徴ある産地づくりの取り組みを支援します。

**担い手の育成、産地づくり、  
米の生産調整のために交付金を活用**

○交付金の使途や助成単価については、地域水田農業推進協議会が決定します。

- (例) ・ 法人の活動費の一部を助成  
・ 担い手が作付けする麦、大豆、飼料作物へ助成  
・ 農地流動化（受け手）へ助成  
・ 作業受託面積に対して助成  
・ 重点作物（フロコリーや青ネギなど）の作付面積に助成  
・ 麦、大豆、野菜等の出荷量に応じて助成  
・ 転作田へ一律助成

### 助成の仕組み



## II 稲作構造改革促進交付金

非担い手（品目横断的経営安定対策加入者以外の生産者）について、米価の下落や不作により稲作収入が減少した場合、収入の減少分に対して一定の補てんをする対策です。

なお、担い手への稲作収入減少緩和対策は、補てん割合の高い品目横断的経営安定対策で実施されます。

### 地域での取組み例※

#### 取組面積

○生産確定数量を上限として、農産物検査で1～3等に格付けされた数量(加工用米、集荷円滑化対策の対象となった米を除く)を、地域の配分基準単収で割り戻した面積です。

(例) 生産確定数量2,000kg 3等以上の数量2,100kg 配分基準単収499kgの場合  
取組面積=2,000kg(生産確定数量が上限)÷499kg≒40a

#### 補てんの仕組み

○稲作収入が基準稲作収入を下回ったときに、その収入差額の5割が補てんされます。  
(10aあたり4,000円が上限)

○生産者拠出金はありますが、品目横断的経営安定対策より補てん割合は低くなっています。

(19年産の場合の例)

基準稲作収入が123,350円 19年産の稲作収入が115,350円の場合  
補てん金=(123,350円-115,350円)×5割=4,000円

<補てんの事例>



<参考> 品目横断的経営安定対策との違い

項目	稲作構造改革促進交付金	品目横断的経営安定対策
対象者	非担い手	担い手
生産者拠出金	なし	2,775円/10a
補てん割合	5割	9割
補てんの上限 (うち国の補助金)	4,000円/10a (4,000円/10a)	11,100円/10a (8,325円/10a)

※この「地域での取組み例」は例示であり、具体的には、各地域協議会で設計されることとなります。  
(産地づくり交付金に融通する場合あり)



# 集荷円滑化対策

米の集荷円滑化対策は、豊作になった場合に豊作分の過剰米を処理して、米価の下落を防止しようとするものです。

全国、香川県とも豊作（全国、香川県とも10月15日現在の作況指数が101以上）の場合、豊作分の過剰米をJAが主食用米と区分保管して処理します。

## 対策に加入するには

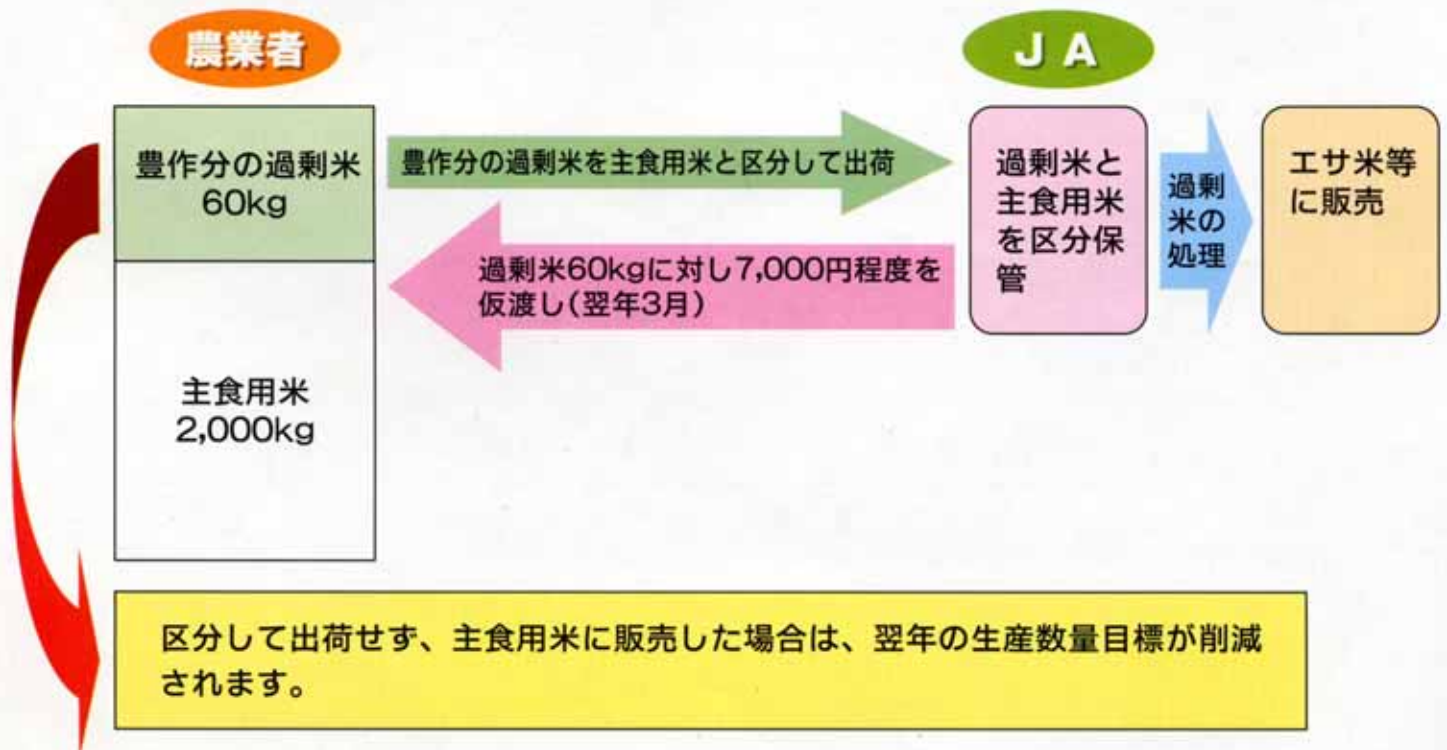
- JAが作成する生産調整実施方針に参加するか、自ら生産調整方針（※）を作成します。  
※自ら生産調整方針を策定できるのは20t以上の出荷が見込まれる方です。
- 水稲作付面積に応じて、拠出金（10a当たり1,500円）を支払います。  
※生産者からの拠出金は、十分な残額が出た場合には、生産者に払い戻しされます。

## 過剰米量の算定例

全国の作況指数が101以上、香川県の作況指数が103、地域の基準単収が500kg/10a、農業者の水稲作付面積が40a、生産確定数量2,000kgの場合

過剰米量＝

$$40a \times 500\text{kg} / 10a \times \text{香川県の作況指数} 103 / 100 - \text{生産確定数量} 2,000\text{kg} = 60\text{kg}$$



○集荷円滑化対策への加入は、産地づくり交付金及び稲作構造改革促進交付金の助成要件です。制度の趣旨・内容を理解して、加入しましょう。